アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託 事業者評価委員に係る公募型プロポーザル実施説明書

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名 アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年1月19日まで
- (4) 契約上限金額 11,500千円 (消費税及び地方消費税を含む。) ※仕様書に定める協賛金3,000千円を含む。

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第 167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者 (当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基 づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又は その者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する 者でないこと。
- (3) 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」で競争入札参加資格を有すると認定・登録された者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしない者であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること。

#### 3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目18番1号 デザインセンタービル7階 デザインラボ9号室 名古屋スポーツコミッション事務局 電話 052-212-6945 FAX 052-212-6946

(2) 企画提案書等の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案書(様式1)
- (イ) 業務実施体制(様式2)
- (ウ) プロポーザル提案書(様式 3-1, 2)
- (工) 業務実績(様式 4)
- (オ) 見積書及び内訳書(様式は自由)

#### イ 作成に当たっての注意事項

- (ア) A4縦長左綴じで、正本(1部)はホッチキス留めとし、副本(8部)はクリップ留めとして、合計9部作成する。
- (イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を添付する。
- (ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。
- (エ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(名古屋スポーツコミッション事務局から指示があった場合を除く。)。
- ウ 提出期間、提出場所、提出方法
  - (ア) 提出期間

令和5年7月24日9時から令和5年8月8日17時まで(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する名古屋市の休日(以下「休日」という。)を除く。)提出期限(令和5年8月8日17時)後に到着した企画提案書等は無効とする。

- (イ) 提出場所 (1)に同じ
- (ウ) 提出部数 9部(正本 1部、副本8部)
- (エ) 提出方法 持参または郵送による
- エ 提出された企画提案書等の取扱い

- (ア) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、公表等が特に 必要と認められる場合は、名古屋スポーツコミッションは企画提案 書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者 の選定以外の目的では使用しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (3) 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、名古屋スポーツコミッション事務局へ連絡し、 質問票(様式 5)に必要事項を記載のうえ、FAX等により送付すること。

ア 質問の受付場所 (1)に同じ

- イ 質問の受付期間 令和5年7月10日から令和5年7月21日 午後5時15分まで
- ウ 質問に対する回答は、名古屋スポーツコミッションのウェブサイトに 掲載する。仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答に ついては企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

### 4 審査の手続及び契約候補者の選定

(1) 審査の手続き

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の評価は学識経験者 等のうちから指名する「アーバンスポーツエキシビション企画および運営等 業務委託事業者評価委員」が行う。

ア 審査 (ヒアリング)

- (ア) 日程 令和5年8月10日 (予定) 詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 審査(ヒアリング)は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (ウ) 評価基準については、第1次審査と同じものを使用する。
- (エ) 本審査への出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度(説明10分、質疑10分程度)を予定している。
- (オ) 企画提案書等の提出者が多数の場合は、先に書類審査を実施する。
- イ 評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

- ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者 として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものと し、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契 約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方とし て決定される前に指名停止(名古屋市の競争入札参加資格を有しない者 にあっては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。)又 は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、 審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補 者として選定しない。
- オ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由(以下「無資格理由」という。)を書面により通知し、その者が 提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次 のように無資格理由について説明を求めることができる。
  - (ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日 (休日を除く。)以内に、書面(様式は自由。)により説明を求める ことができる。
  - (イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる 最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書 面で行う。
- 5 審査結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知する。

- 6 契約候補者に選定されなかった者及び選定された者に対する理由の説明
  - (1) 5 の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。契約候補者に選定された者においても、当該提案者が契約候補者に選定された理由について、同様に説明を求めることができる。
  - (2) 書面は持参して提出する。
  - (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。 ア 受付場所 3(1)に同じ
    - イ 受付時間 午前9時00分から午後5時15分まで(正午から午後1時00分 を除く。)

- (4) (1) に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 7 その他

- (1) 無効となる提案等
  - ア次に該当する提案は、無効とする。
    - (ア) 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
    - (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
    - (ウ) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違 反した提案
    - (エ) 見積金額が1(4)における契約上限金額を超える提案
    - (オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
    - (カ) 仕様書に示した内容を満たしていない提案
  - イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定まで の間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に 該当する。
- (2) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(3)に掲げる名古屋市の競争入札 参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録(アドレス https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/)において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和5年7月15日午後5時15分までに次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市財政局契約部契約監理課審査係 (名古屋市役所西庁舎11階) 電話 0570-001-279

- (4) 本プロポーザルの提案者が委託者から受領した書類は、名古屋スポーツ コミッションの了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) 1者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。
- (6) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則 として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と委託 者が認める場合はこの限りではない。
- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式は自由。)により届け出るものとする。

(8) 企画提案書等の提出後、名古屋スポーツコミッションが必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、3(2)エと同様とする。

# アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託<br/>事業者選定に係る評価基準表

| 評価項目           |               | 評価ポイント   | 配   | 点   |
|----------------|---------------|--|-----|-----|
| ① 業務実施体制       |               | ・提案内容を実施できる人員が確保されているか<br>・発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制か  | 2   | 0   |
| ② 提案内容<br>の的確性 | イベントの 企画内容    | ・仕様書2「趣旨」及び仕様書3「事業目的とターゲット」に即した内容か<br>・「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」の時間構成とエリア配置は現実的かつ事業目的に対し効果的か・採用種目は仕様書の条件を満たしかつ事業目的に対し効果的か・出演者等の候補は有力かつ発信力のある選手か、またその招聘実現の確実性はあるか | 3   | 0   |
|                | 収益獲得の<br>企画内容 | ・協賛獲得の手法や見込みは適切か<br>・有料企画はアーバンスポーツの特性に即しつつ、<br>収益性を探るにあたり魅力的、独創的なものであ<br>るか  | 2   | 0   |
| ③ 業務実績         |               | ・本業務と同種・類似実績の件数・内容・成果が本<br>業務にふさわしいものか   | 1   | 0   |
| ④ 提案内容<br>の実現性 | 実施方法等         | ・実施方法等が具体的で、実現性の高い内容となっているか。   | 1   | 0   |
|                | スケジュール        | ・実施に無理のない実現可能なスケジュールが組ま<br>れているか。  | 1   | 0   |
| 合計             |               |  | 1 ( | 0 ( |

# 提案者の順位の決定方法

- 1 評価委員1名あたり100点満点、合計300点満点で、各委員の採点の合計点が最も高い者を 契約候補者とする。なお、各委員の採点の合計180点を最低基準点とし、それ以上の点数を得 た提案者の中から契約候補者を選定する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - (1)配点が30点の項目の点数が高い者を上位とする。
  - (2)(1)が同点の場合は、評価項目③の点数が高い者を上位とする。
  - (3)(2)も同点の場合は、評価委員の話し合いで決定する。
- 3 評価委員に提案者の利害関係者が含まれる場合は、その者を除斥する。